

## 習志野市農業委員会総会議事録

令和6年第10回習志野市農業委員会総会は令和6年10月7日（月曜日）に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時30分
2. 委員の出欠席 16名中 16名出席 欠席0名  
(委員氏名)

1番 渡邊 喜代美	2番 廣瀬 克久	3番 市角 明彦
4番 都築 博文	5番 中基 明	6番 金子 光雄
7番 中野 政博	8番 村山 茂男	9番 江口 勝洋
10番 三代川 浩一	11番 矢野 泰宏	12番 関口 昌弘
13番 渡邊 幸枝	14番 江口 明美	

会長 三代川 彦博                      会長職務代理者 櫻井 茂雄
3. 議事録署名人  
9番 江口 勝洋                      12番 関口 昌弘
4. 審議案件  
  
議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
5. 報告案件  
  
報告第 1 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第 2 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告第 3 号 鷺沼特定土地区画整理事業（第4工区）の実施に伴う農地法第4条の規定に基づく農地転用届書の受理について
6. 閉会時間 午前 10時05分

議 長	<p>みなさん、おはようございます。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より、令和6年第10回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、農業委員16名全員の出席により、本日の総会は、成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定により議長から指名させていただきます。</p> <p>9番、江口 勝洋委員、12番、関口 昌弘委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は1件、報告件数は3件でございます。</p> <p>それでは、早速審議に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議案とします。</p> <p>事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。皆様、本日もよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議長のご指示により、議案第1号の議案説明をさせていただきます。総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。</p> <p>この度、農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものです。</p> <p>1番、申請地は、屋敷五丁目の農地1筆であり、合計面積は、626平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容といたしましては、売買による所有権移転であります。</p> <p>3番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりであります。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続けて、議案の詳細説明をお願いします。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 詳細説明。 ……</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>休憩前に戻り、会議を開きます。</p>

議 長	<p>それでは、これより、議案第1号についての審議に入ります。 ご質問の有る方は、挙手願います。</p> <p>よろしいでしょうか。 ご質問等が無いようですので、現地調査に行かれた中墓委員、お気づきの点などありませんか。</p>
中墓委員	<p>はい。特段許可に対して問題などありませんが、申請地は傾斜地ですので耕作など利用が限られるのかなと思いました。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続いて、同じ地域である中野委員、ご意見などありませんか。</p>
中野委員	<p>はい。譲受人は直売所のしょいか〜ごで見かけますが、一生懸命営農されています。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。 中墓委員、ご意見ですね。どうぞ。</p>
中墓委員	<p>はい。譲受人は隣接地を所有されていますので、今後は、隣接地と合わせて効率的に活用できますので、よろしいことかと考えます。</p>
議 長	<p>はい。ご意見ありがとうございました。 この他、ご意見・ご質問等ございませんか。</p> <p>よろしいでしょうか。 ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。 お諮りいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございます。 全員賛成により、議案第1号は許可することに決しました。 事務局は、本案件について申請者に許可書を速やかに発行してください。 以上で、審議案件は、終了となります。</p>

議 長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知及び、報告第2号の農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理通知ですが、事前に資料を配布しております。</p> <p>事務局は、何か補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>はい。特段ございません。</p>
議 長	<p>はい。わかりました。</p> <p>委員の皆さん、何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>質問等が無ければ、次にまいります。</p> <p>続きまして、報告第3号は、鷺沼特定土地区画整理事業(第4工区)の実施に伴う農地法第4条の規定に基づく農地転用届出書の受理についてです。</p> <p>事務局、何か補足説明はありますか。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 補足説明。 ……</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>質問等が無いようでしたら、以上を持ちまして、令和6年第10回習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p>